

承認第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

令和元年度木津川市国民健康保険特別会計補正予算第3号について

令和元年度

国民健康保険特別会計
補正予算第3号

京都府木津川市

令和元年度 木津川市国民健康保険特別会計補正予算第3号

令和元年度木津川市の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,551千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,232,148千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
5 府支出金	
	1 府補助金
8 繰入金	
	2 基金繰入金
10 諸収入	
	1 延滞金
	2 雑入
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,457,592	△500	1,457,092
1,457,592	△500	1,457,092
5,058,441	△105,589	4,952,852
5,058,441	△105,589	4,952,852
647,961	△336	647,625
135,159	△336	134,823
16,078	874	16,952
10,020	△20	10,000
6,058	894	6,952
7,337,699	△105,551	7,232,148

歳出

款	項
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
	4 出産育児諸費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
5 保健事業費	
	1 保健事業費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,994,885	△105,551	4,889,334
4,396,889	△94,215	4,302,674
548,278	△11,000	537,278
36,054	△336	35,718
1,968,157	0	1,968,157
1,326,528	0	1,326,528
124,562	0	124,562
86,832	0	86,832
7,337,699	△105,551	7,232,148

令和元年度

予 算 に 関 す る 説 明 書

(国民健康保険特別会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
1 国民健康保険税	1,457,592
5 府支出金	5,058,441
8 繰入金	647,961
10 諸収入	16,078
歳入合計	7,337,699

(単位：千円)

補正額	計
△500	1,457,092
△105,589	4,952,852
△336	647,625
874	16,952
△105,551	7,232,148

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,994,885	△105,551	4,889,334
3 国民健康保険事業費納付金	1,968,157	0	1,968,157
5 保健事業費	124,562	0	124,562
歳出合計	7,337,699	△105,551	7,232,148

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
△116,304	0	△336	11,089
10,483	0	0	△10,483
232	0	△5	△227
△105,589	0	△341	379

2 歳入

1 款 国民健康保険税
1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
2 退職被保険者等国民健康保険税	2,285	△500	1,785
計	1,457,592	△500	1,457,092

5 款 府支出金
1 項 府補助金

1 保険給付費等交付金	5,058,440	△105,589	4,952,851
計	5,058,441	△105,589	4,952,852

8 款 繰入金
2 項 基金繰入金

2 出産費貸付基金繰入金	336	△336	0
計	135,159	△336	134,823

10 款 諸収入
1 項 延滞金

1 延滞金	10,020	△20	10,000
計	10,020	△20	10,000

10 款 諸収入
2 項 雑入

2 一般被保険者第三者納付金	6,000	△168	5,832
9 特定健康診査等負担金	1	1,067	1,068

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 介護納付金分現年課税分	△30	介護納付金分現年課税分・減
4 医療給付費分滞納繰越分	△310	医療給付費分滞納繰越分・減
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△70	後期高齢者支援金分滞納繰越分・減
6 介護納付金分滞納繰越分	△90	介護納付金分滞納繰越分・減

1 普通交付金	△116,304	普通交付金・減
2 特別交付金	10,715	特別調整交付金分・減 府繰入金・増 特定健康診査等分・増

1 出産費貸付基金繰入金	△336	出産費貸付基金繰入金・減

2 退職被保険者等延滞金	△20	退職被保険者等延滞金・減

1 一般被保険者第三者納付金	△168	一般被保険者第三者納付金・減
1 特定健康診査等負担	1,067	特定健康診査等負担金（過年度分）・増

10 款 諸収入
2 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(過年度分)			
10 雑入	50	△5	45
計	6,058	894	6,952

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
金（過年度分）		
1 雑入	△5	保健事業参加料・減

3 歳出

2 款 保険給付費
1 項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	そ の 他	
1 一般被保険者療養給付費	4,321,000	△94,215	4,226,785	△105,304			11,089
	(特定財源内訳)						
	普通交付金			△105,304			
計	4,396,889	△94,215	4,302,674	△105,304	0	0	11,089

2 款 保険給付費
2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	544,757	△11,000	533,757	△11,000			
	(特定財源内訳)						
	普通交付金			△11,000			
計	548,278	△11,000	537,278	△11,000	0	0	0

2 款 保険給付費
4 項 出産育児諸費

2 出産費貸付金	336	△336	0			△336	
	(特定財源内訳)						
	出産費貸付基金繰入金					△336	
計	36,054	△336	35,718	0	0	△336	0

3 款 国民健康保険事業費納付金
1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	1,325,093	0	1,325,093	10,483			△10,483
	(特定財源内訳)						
	特別調整交付金分府繰入金			△10,599 21,082			
計	1,326,528	0	1,326,528	10,483	0	0	△10,483

5 款 保健事業費
1 項 保健事業費

1 保健衛生普及費	86,832	0	86,832	232		△5	△227
	(特定財源内訳)						
	特定健康診査等分保健事業参加料			232		△5	
計	86,832	0	86,832	232	0	△5	△227

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	△94,215	○一般被保険者療養給付事業 一般被保険者療養給付費・減 △94,215

19 負担金、補助及び交付金	△11,000	○一般被保険者高額療養費支給事業 一般被保険者高額療養費・減 △11,000

19 負担金、補助及び交付金	△336	○出産費貸付金事業 出産費貸付金・減 △336

		財源更正

		財源更正